

横浜市立大学国際総合科学部教授会規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日規程第 37 号

最近改正 令和 4 年 4 月 1 日規程第 35 号

(構成)

第 1 条 国際総合科学部教授会（以下、「教授会」という。）は、国際総合科学部の専任教員をもって組織する。

2 医学部の専任教員であって、生命医科学コースの生命医科学ゼミ及び生命医科学演習を担当する教員は教授会の構成員とする。

(議長及び招集)

第 2 条 学部長は議長を指名し、議長は教授会を招集する。

2 教授会は、月 1 回開催する。ただし、必要がある場合は、臨時に召集することができる。

(定足数)

第 3 条 教授会は、定員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(議事)

第 4 条 教授会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(審議事項)

第 5 条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 入学、進級、卒業、休学、復学、退学、除籍、再入学、転学、転学部、転学科、留学、学士入学等学生の身分に関すること。

(2) 学部運営会議から付議された、その他の学部の教育に関すること。

(委員会)

第 6 条 教授会は、必要がある場合には、各種の委員会を設けて審議事項の調査研究を委託することができる。

2 委員会は、委託事項を調査研究し、その結果を学部長を通して教授会に提出しなければならない。

(その他)

第 7 条 教授会の運営、手続等については、別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。